

令和7年度 市民税・道民税 申告の手引き


この申告書は「令和6年度 市民税・道民税申告書」を提出した方や、以前に申告書の送付を希望した方などにお送りしています。

申告が必要な方

提出期限：令和7年3月17日（月）

以下のいずれかに該当する方は、市民税・道民税の申告が必要です。
提出方法等については、別紙「**令和7年度 市民税・道民税 申告会場の御案内**」を御覧ください。
なお、確定申告をする場合は、市民税・道民税の申告は必要ありません。

収入のある方 次のいずれかに該当する方

- 収入が給与のみで、確定申告の義務が無く、確定申告をしても所得税が還付にならない方のうち、給与所得の源泉徴収票に記載された所得控除以外に所得控除の追加または修正がある方
- 収入に公的年金等（障害年金・遺族年金を除く）があり、2頁「公的年金等を受給されている方の申告チェック表」の「市民税・道民税の申告が必要です。」に該当する方 
- 給与及び年金以外の収入があり、確定申告の義務が無い方
※ 確定申告の義務があるか不明な場合は、税務署にお問合せください。

収入の無い方 次のいずれかに該当する方

※ 障害年金・遺族年金・雇用保険・子育て世帯生活支援特別給付金等は収入とみなされません。

- 国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方（保険料算定のため）
- 所得証明書等を取得する予定の方（社会保険や扶養手当申請、学校や幼稚園・保育所の手続など）
- 所得の確認を要件とする各種社会保障制度を受けている方（児童扶養手当など）

※ 令和7年1月1日時点、単身赴任等の理由で旭川市外に居住している方で、旭川市にも居所がある場合、「**家屋敷課税**」に関する申告をしていただく可能性があります。詳しくは市民税課までお問合せください。

申告に必要なもの

※ 郵送または申告受付ポストで提出する場合、以下の②～⑧の書類はコピーを御提出ください。下線部のものは、原本を御提出ください。

- 収入の無い方は④～⑧の書類は不要です。
- ③～⑧の書類は、該当する控除を受ける場合のみ御用意ください。
- ④収支内訳書、⑧寄附金税額控除申告書の様式は、申告会場（本会場及び出張会場）、各支所、東部まちづくりセンターにも設置するほか、御希望があれば郵送します。

① 市民税・道民税申告書
② マイナンバーカード（またはマイナンバー確認書類と本人確認書類）
③ 障害者（療育）手帳または障害者控除認定書
④ 収入のわかるもの（給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、個人年金や生命保険満期保険金の支払調書、営業、農業または不動産収入の場合は、収入及び必要経費のわかる 収支内訳書 ・その他帳簿類）
⑤ 社会保険料（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金保険料等）の領収書、口座振替済通知 ※ 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の支払金額の確認書類について ◆ 納付書で納付の方で領収書がない場合、市役所の各窓口で納付証明書を取得できます。 【国民健康保険料】総合庁舎3階（窓口番号：税2）または各支所・東部まちづくりセンター 【後期高齢者医療保険料】総合庁舎2階（窓口番号：11） / 【介護保険料】総合庁舎2階（窓口番号：14） ◆ 口座振替されている方は、旭川市から口座振替済通知のはがきが届きます。
⑥ 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書 ※ 加入している場合は保険会社から届きます。
⑦ 医療費控除を受ける場合は医療費控除明細書、セルフメディケーション税制を受ける場合はセルフメディケーション税制明細書と、健康診断や予防接種の領収書等 明細書の作成方法は6頁参照
⑧ 寄附金税額控除を受ける場合は、寄附金の領収書と 寄附金税額控除申告書 ※ ふるさと納税ワンストップ特例申請をした方でも、市民税・道民税の申告をする場合は提出が必要です。

申告会場の混雑緩和のため、郵送または申告受付ポストによる提出に御協力ください。
なお、申告書の書き方等については、電話でも御案内しております。

問合せ先

〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地
旭川市税務部市民税課

（直通）25-5786

下表アの公的年金等の収入金額（受給している年金が2か所以上ある場合はその合計額）が400万円以下

いいえ

はい

公的年金等以外の所得金額が20万円以下

いいえ

はい

下表イの所得税が源泉徴収されている

はい

いいえ

※ 令和7年1月1日時点の年齢

所得税額を計算すると源泉徴収された額より低い（還付になる）。

※ 所得税の計算方法については税務署にお問合せください。

収入は公的年金のみであり、収入金額が以下の基準である。
65歳以上の方：151万5千円以下
65歳未満の方：101万5千円以下

はい

いいえ

いいえ（基準の金額より多い）

はい

年金以外に、営業、農業、不動産、利子、配当、その他雑収入、譲渡・一時所得がある

はい

いいえ

下表ウの内容に変更がある。
※ 源泉控除対象配偶者の有無、扶養親族及び障害者控除の数の変更等

下表エの内容に変更がある。
※ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の追加

その他控除の追加がある。
※ 生命保険料・地震保険料・国民年金・医療費控除等

一つでも該当する

いずれもない

お住まいの住所を管轄する税務署に所得税の確定申告をしてください。

※ 確定申告をされる場合は市民税・道民税の申告は不要です。

市民税・道民税の申告が必要です。
申告に必要なもの ⇒ 1頁
申告書の書き方 ⇒ 4頁～6頁

市民税・道民税の申告は不要です。

源泉徴収票の見方

※ 源泉徴収票はおおむね令和7年1月以降、年金支払者（日本年金機構・共済等）より届きます。

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

ア 年金の収入金額

イ 年金から源泉徴収された所得税

氏名		生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和						
区分		支払金額		源泉徴収税額									
所得税法第203条の3第1号・第1号適用分		円	円				円						
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		円	円				円						
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		円	円				円						
所得税法第203条の3第7号適用分		円	円				円						
本人		源泉控除対象者の有無	控除対象扶養親族の数		障害者の数		社会保険料の額						
特別障害者	その他障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定		老人	その他	16歳未満の扶養親族の数	特別	その他	非障害者である親族の数
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族		16歳未満の扶養親族									
フリガナ	区分	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ						
氏名		1 氏名	1 氏名	1 氏名	1 氏名	1 氏名	1 氏名						
(備考)		2 氏名	2 氏名	2 氏名	2 氏名	2 氏名	2 氏名						

ウ 源泉控除対象配偶者・扶養親族・障害者控除・ひとり親控除・寡婦控除

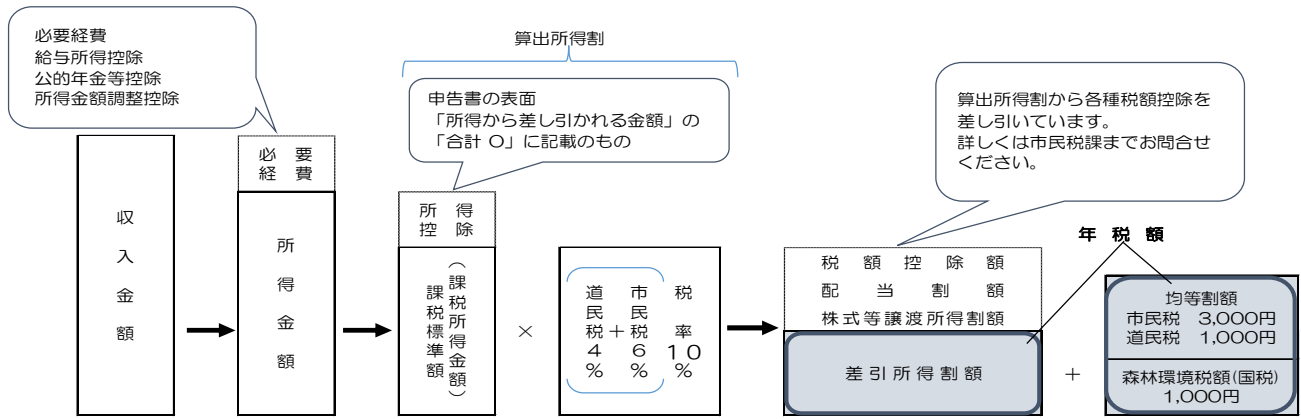
年金支払者に提出した「扶養親族等申告書」の内容

エ 社会保険料控除

令和6年中に年金から差し引かれた国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の合計額

市民税・道民税・森林環境税の税額計算のしかた

※ 地方税法等の改正により、一部に変更が生じる場合があります。



※ 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

★非課税早見表

扶養親族の人数	0人	1人	2人	3人	4人
合計所得金額	森林環境税 ~415,000円	~919,000円	~1,234,000円	~1,549,000円	~1,864,000円
	市民税・道民税 ~420,000円	~930,000円	~1,250,000円	~1,570,000円	~1,890,000円

※ 次のいずれかに該当する方は、合計所得金額が135万円以下であれば所得割も均等割も森林環境税もかかりません。
 未成年者（平成19年1月3日以後生）
 障害があり、該当する手帳等の交付を受けている
 寡婦またはひとり親

所得の計算について

※ 総合課税のみ記載しています。

収入の種類（詳細は6頁参照）	所得の算出方法
営業、農業、不動産、利子、配当、雑収入（公的年金等を除く）	収入金額等から各々必要経費を差し引いた金額
総合譲渡所得、一時所得	{ 収入金額 - 必要経費 - 特別控除（上限50万円） } × 1/2（長期譲渡、一時のみ）
給与、公的年金等	以下のとおり

【 給与収入と公的年金等収入の所得金額の算出方法 】

給与収入または公的年金等収入がある方は、以下の手順で所得金額を算出します。

- ① 給与収入がある場合、下表「給与所得の速算表」で給与所得控除後の金額を算出
- ② 公的年金等収入がある場合、下表「公的年金等所得の速算表」で公的年金等に係る雑所得の金額を算出
- ③ 下表「所得金額調整控除」の適用条件ア及びイに該当しない場合は、①で算出した金額が、給与所得
- ④ 下表「所得金額調整控除」の適用条件アまたはイに該当する場合は、①で算出した金額から所得金額調整控除の額を控除し、これを給与所得とする（ア及びイのいずれも該当となる場合は、ともに控除する）。

給与所得の速算表（1円未満切捨て）

給与の収入金額（A）	給与所得控除後の金額
~ 550,999円	0円
551,000円~1,618,999円	A - 550,000円
1,619,000円~1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円~1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円~1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円~1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円~1,799,999円	A ÷ 4 = B (千円未満切捨て) B × 2.4 + 100,000円
1,800,000円~3,599,999円	B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円~6,599,999円	B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円~8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円~	A - 1,950,000円

公的年金等所得の速算表（1円未満切捨て）

年齢	年金収入（A）	公的年金等所得
65歳以上	~3,299,999円	A - 1,100,000円
	昭和35年1月1日以前生まれ 3,300,000円 ~4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円
65歳未満	~1,299,999円	A - 600,000円
	昭和35年1月2日以降生まれ 1,300,000円 ~4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円

※ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合、計算式が異なります。

所得金額調整控除

	適用条件	所得金額調整控除の額
ア	給与収入が850万円を超え、本人、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害である場合、または平成14年1月2日以降生の扶養親族がいる場合	(給与収入または1,000万円のいずれか低い金額 - 850万円) × 10% ※ 1円未満切上げ
イ	給与所得と公的年金等の雑所得があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等控除後の公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合	[給与所得控除後の金額 + 公的年金等所得の金額] - 10万円 または [10万円のいずれか低い金額 + 10万円のいずれか低い金額]

所得から差し引かれる金額



A	社会保険料控除	健康保険（任意継続含む）、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金等の保険料	控除額＝支払金額						
B	小規模企業共済等掛金控除	令和6年中に支払った 小規模企業共済（旧第2種共済契約を除く）、心身障害者扶養共済等の掛金	控除額＝支払金額						
C	生命保険料控除	一般生命保険、個人年金保険または介護医療保険の保険料	控除額は6頁参照						
D	地震保険料控除	地震保険料または旧長期損害保険契約の保険料	控除額は6頁参照						
E	寡婦控除 婚姻と扶養の状況は令和6年12月31日時点の現況で判定 同時にひとり親控除の適用を受けることはできません	合計所得金額500万円以下の女性 次のいずれかに該当する方 ■ 夫と離婚した後婚姻しておらず、子以外の扶養親族を有している ※ 扶養親族は令和6年中の合計所得金額48万円以下の方に限る ■ 夫と死別（生死不明・未帰還を含む）した後婚姻していない	26万円						
F	ひとり親控除 婚姻と扶養の状況は令和6年12月31日時点の現況で判定 同時に寡婦控除の適用を受けることはできません	婚姻していない（配偶者の生死不明含む）方のうち、全ての要件を満たす方 ■ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと ■ 合計所得金額が500万円以下であること ■ 総所得金額が48万円以下で生計を一にする子がいること ※ 他の人の同一生計配偶者や扶養親族とされていない人に限る	30万円						
G	勤労学生控除	申告者が学生・生徒であり、合計所得金額が75万円以下で、勤労によらない所得が10万円以下の場合	26万円						
H	障害者控除 障害の状況は令和6年12月31日時点の現況で判定	申告者、扶養親族または生計を一にする配偶者が精神や身体に障害があり、該当する手帳等の交付を受けている方、または介護保険課より「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている方							
		普通障害 特別障害に該当する等級以外	26万円						
		特別控除 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級等	30万円						
	同居特別障害 同居の控除対象配偶者、同一生計配偶者または扶養親族が特別障害に該当	53万円							
I	配偶者控除 令和6年中の合計所得金額が48万円以下の配偶者を扶養する方 扶養の状況は令和6年12月31日時点の現況で判定 ※ 配偶者が死亡した場合死亡時の現況で判定	区分（配偶者の年齢による）	申告者の合計所得金額						
			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下				
		控除対象配偶者（昭和30年1月2日生～）	33万円	22万円	11万円				
		老人控除対象配偶者（～昭和30年1月1日生）	38万円	26万円	13万円				
J	配偶者特別控除 申告者の合計所得金額が1,000万円以下で配偶者の合計所得金額がいずれかに該当する方	配偶者の合計所得金額	申告者の合計所得金額						
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超					
		48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
K Z	控除対象扶養親族 生計を一にする配偶者以外の親族のうち、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の方を扶養している方 ※ 別居の扶養親族がいる方は、申告書裏面「14 別居の扶養親族等に関する事項」にも記入 扶養の状況は令和6年12月31日時点の現況で判定 ※ 扶養親族が死亡した場合死亡時の現況で判定 (16歳未満の扶養親族)	一般扶養	昭和30年1月2日生～平成14年1月1日生 平成18年1月2日生～平成21年1月1日生	老人扶養親族のうち、申告者または申告者の配偶者の両親・祖父母などで、かつ申告者または申告者の配偶者のいずれかと同居を常況としている者	33万円				
		特定扶養	平成14年1月2日生～平成18年1月1日生		45万円				
		老人扶養	～昭和30年1月1日生		38万円				
		同居老親等	～昭和30年1月1日生		45万円				
		年少扶養	平成21年1月2日生～		0万円				
L	基礎控除 合計所得金額が2,500万円以下の全ての方に適用	令和6年中の合計所得金額	控除額	令和6年中の合計所得金額	控除額				
		2,400万円以下	43万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円				
		2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,500万円超	0万円				
M	雑損控除	令和6年中に、災害や盗難などにより日常生活に必要な資産に損害を受けた場合 損害金額－保険等の補填金額－総所得金額等の10%（災害の場合 災害関連支出－5万円と左記のいずれか多い方の金額）							
N	医療費控除 同時に医療費控除の特例の適用を受けることはできません	令和6年中に、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費が一定の金額以上の場合 〔支払った医療費－保険金等で補填される金額〕－〔総所得金額等の5%（1円未満切捨て）または10万円のいずれか少ない方の金額〕	※ 控除の限度額 200万円						
		※ 介護施設については、領収書に明記されている「医療費控除対象額」のみが対象							
	医療費控除の特例（セルフケア）税制 同時に医療費控除の適用を受けることはできません	あなたが健康保持促進及び疾病予防として一定の取組を行った場合に限り、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために令和6年中に支払った対象医薬品の購入費が12,000円を超える場合 〔支払った対象医薬品の合計金額－保険金等で補填される金額〕－12,000円	※ 控除の限度額 88,000円						

下書き用申告書

令和7年度 市民税・道民税申告書

市記入欄

(宛先) 旭川市長

令和6年1月1日から12月31日までの収入等について記入してください。

代理の方が申告する場合はこちらにも記入してください

提出年月日

令和 年 月 日

1月1日現在の住所	旭川市	個人番号(マイナンバー)	
2	<input type="checkbox"/> 同上	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
		電話番号	
		世帯主	<input type="checkbox"/> 続柄
代理人住所	<input type="checkbox"/> ①に同じ <input type="checkbox"/> ②に同じ	氏名	<input type="checkbox"/> 続柄

1 収入等に関する事項

① 給与収入・公的年金等収入の内訳

種類・支払者	収入金額	種類・支払者	収入金額

② 雑所得(業務)・③ 雑所得(その他)に関する事項

種類・支払者	収入金額	必要経費	差引金額

4 所得から差し引かれる金額に関する事項

A 社会保険料控除	国民健康保険 後期高齢者医療保険 介護保険 国民年金 他()
B 小規模企業共済等掛金控除	支払掛金合計
C 生命保険料控除	新生命保険料の計 512 新個人年金保険料の計 513 介護医療保険料の計 514 旧生命保険料の計 515 旧個人年金保険料の計 516
D 地震保険料控除	地震保険料の計 旧長期損害保険料の計 507
E 寡婦控除	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 [<input type="checkbox"/> 死別 / <input type="checkbox"/> 生死不明 / <input type="checkbox"/> 離婚 / <input type="checkbox"/> 未帰還 : 昭・平・令 年 月]
F ひとり親控除	<input type="checkbox"/> ひとり親控除
G 勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除 [学校名:]
H 障害者控除	① 氏名 ② 氏名 障害の程度 <input type="checkbox"/> 身体 / <input type="checkbox"/> 精神 / <input type="checkbox"/> 療育 級 障害の程度 <input type="checkbox"/> 身体 / <input type="checkbox"/> 精神 / <input type="checkbox"/> 療育 級
I 配偶者控除	氏名 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 生年月日 大・昭・平・令 年 月 日 合計所得金額 調整
J 配偶者特別控除	氏名 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 生年月日 大・昭・平・令 年 月 日 511
Y 同一生計配偶者	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)
Z 控除対象扶養親族	① 氏名 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 生年月日 大・昭・平・令 年 月 日 控除額 万円 個人番号(マイナンバー) ② 氏名 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 生年月日 大・昭・平・令 年 月 日 控除額 万円 個人番号(マイナンバー) ③ 氏名 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 生年月日 大・昭・平・令 年 月 日 控除額 万円 個人番号(マイナンバー)
M 雑損控除	損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類 損害金額 保険金などで補填される金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額
N 医療費控除	支払った医療費 保険金などで補填される金額 右欄⑨の5%(10万円限度) 又は 支払った特定一般用医薬品費 保険金などで補填される金額 自己負担限度額 12000

(単位:円)

2 収入金額等	事業 営業等 ア 農業 イ 不動産 ウ 利子 エ 配当 オ 給与 区別 カ 170 公的年金等 キ 180 業務 ク 183 その他 ケ 181 短期 コ 191 長期 サ 193 一時 シ 197
3 所得金額	事業 営業等 ① 101 農業 ② 102 不動産 ③ 104 利子 ④ 105 配当 ⑤ 106 給与 ⑥ 107 公的年金等 185 業務 ⑦ 184 その他 182 小計 108 総合譲渡・一時 ⑧ 109 合計 ⑨ 110
5 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 A 503 小規模企業共済等掛金控除 B 504 生命保険料控除 C 地震保険料控除 D 寡婦控除 E ひとり親控除 F 0000 勤労学生控除 G 障害者控除 H 0000 配偶者控除 I 0000 配偶者特別控除 J 0000 扶養控除 K 0000 基礎控除 I 0000 AからLまでの計 雑損控除 M 医療費控除 N 合計 O

★ 前年中、収入がなかった方は記入してください

① 次の者から扶養、援助(仕送り等)を受けていた住所: _____ 氏名: _____

② 遺族年金 障害年金 生活保護 傷病手当 雇用保険 児童扶養手当 預貯金 他: _____

6 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の住民税の納付方法

給与から引去り ⇒ 特別徴収
 自分で納付 ⇒⇒ 普通徴収

★前年中に収入がなかった方の記入欄

いずれかに該当する項目について、記入してください。

- ① 扶養者の住所・氏名・申告者との続柄を記入してください。
 - ② 遺族年金・障害年金等受給の方、または預貯金による生計維持者の方は、該当項目に✓を記入してください。
- ※ 選択項目に該当しない方は、他に✓を記入し、どのように生計維持されていたか記入してください。

収入金額等

事業	(ア) 営業等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業、外交員、ホステス、内職、職人などの農業以外の事業から生じる収入金額
	(イ) 農業	田、畑などから生じる収入金額
(ウ) 不動産		貸家、貸地、貸間、貸駐車場などから生じる収入金額
(エ) 利子		支払を受けた利子のうち、源泉分離課税の適用を受けていないものの合計額
(オ) 配当		法人から受ける利益の配当、公募証券投資信託の収益の分配などの配当の合計額
(カ) 給与		給与（アルバイト・パートを含む。）、賞与などの合計額
雑	(キ) 公的年金等	年金（厚生年金・国民年金・共済年金・恩給等）の合計額 ※遺族年金・障害年金は記入不要
	(ク) 業務	原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引、暗号資産の売却などによる副収入の合計額
	(ケ) その他	生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金、その他上記以外のものの合計額
総合譲渡	(コ) 短期	機械・自動車などの資産の譲渡（土地・建物などの分離課税されるものを除きます。）による合計額
	(サ) 長期	特別控除額・・・（短期・長期合わせて）上限50万円
(シ) 一時		生命保険の満期受取金、賞金、懸賞当せん金などの一時的な収入 特別控除額・・・上限50万円

所得金額

①～⑦	収入金額等 { (ア)～(ケ) } の収入金額から各々必要経費を差し引いた金額 ※ 給与、公的年金等の算出方法は3頁参照
⑧	{ 収入金額－必要経費－特別控除（上限50万円） } × 1/2（長期譲渡、一時のみ） 内訳は、申告書裏面「11 総合譲渡・一時所得に関する事項」に記入してください。

所得控除の詳細

医療費控除明細書・セルフメディケーション税制明細書の作成方法

以下の例を参考に作成してください（メモ用紙等に手書きでかまいません）。

医療を受けた方の氏名	病院名・薬局名	医療費の種類 (治療費、薬代など) ※ セルフメディケーション税制の場合は医薬品の名称	支払金額	左記のうち、生命保険や高額療養制度などで補填される金額
旭川 太郎	〇〇病院	診察・入院	200,000	20,000
//		交通費（バス代）	1,000	
//	〇〇薬局	医薬品購入	20,000	
旭川 花子	〇〇病院	診療	10,000	
合計額			231,000	20,000

地震保険料控除（1円未満切上げ）

地震保険料	支払保険料（A）		旧長期損害保険料	支払保険料（B）	
	控除額	控除額		控除額	控除額
	～50,000円	A×1/2		～5,000円	Bの全額
	50,001円～	25,000円（上限額）		5,001円～15,000円	B×1/2+2,500円
				15,001円～	10,000円（上限額）

※ 地震と旧長期の両方がある場合は、それぞれの方法で算出した金額の合計額（上限：25,000円）

生命保険料控除〔一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料〕（1円未満切上げ）

新契約の保険料		旧契約の保険料	
支払保険料（①）	控除額	支払保険料（②）	控除額
～12,000円	①の全額	～15,000円	②の全額
12,001円～32,000円	①×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	②×1/2+7,500円
32,001円～56,000円	①×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	②×1/4+17,500円
56,001円～	28,000円（上限額）	70,001円～	35,000円（上限額）

★簡易計算表	一般生命保険料の計		個人年金保険料の計		介護医療保険料の計	
	新契約	A 円	新契約	C 円	新契約	E 円
	旧契約	B 円	旧契約	D 円		
	Aの保険料を①に当てはめて計算した金額	㊦ (上限28,000円)	Cの保険料を①に当てはめて計算した金額	㊧ (上限28,000円)		
	Bの保険料を②に当てはめて計算した金額	㊨ (上限35,000円)	Dの保険料を②に当てはめて計算した金額	㊩ (上限35,000円)		
	計 (㊦+㊨)	㊪ (上限28,000円)	計 (㊧+㊩)	㊫ (上限28,000円)	Eの保険料を①に当てはめて計算した金額	㊬ (上限28,000円)
①と②のいずれか大きい金額	㊭	①と②のいずれか大きい金額	㊮			
生命保険料控除額 ㊭+㊮+㊬ (上限：70,000円)						円